平成２６年（フ）第２６７号
札幌市東区北43条東２丁目１番６号　ローヤルハイツＮ432―203号
債務者　谷口　真哉
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９４号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目５番12号　パブリック54―201号
債務者　石田　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロウタス三井103号
債務者　今野　幸江
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２０号
北海道石狩郡当別町園生56番地３
債務者　土岐　　楸
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６９号
札幌市南区石山２条３丁目５番24号
債務者　宮越由紀子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町106番地154
債務者　遠山　光男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第８４号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮、前住所埼玉県志木市幸町１丁目２番19号第１立花荘201号
債務者　和田　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０１号
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼736番地33
債務者　田中　憲明
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０号
神奈川県南足柄市駒形新宿64番地１　カーサティエラ202、前住所神奈川県南足柄市塚原4638番地36
債務者　金山寛美こと　金　　寛美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２８号
神奈川県座間市入谷５丁目2478番地の71　セルグ202号
債務者　池　　伸司
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０２号
相模原市緑区町屋３丁目17番６―４号
債務者　勝柴　弘子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０８号
相模原市緑区町屋３丁目17番６―４号
債務者　勝柴　　豊
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４２号
相模原市緑区下九沢2129番地１
債務者　塩川　聖司
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４３号
相模原市緑区下九沢2129番地１
債務者　塩川三智子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４９号
相模原市緑区西橋本２丁目26番８号　シャローム橋本307
債務者　佐竹さゆり
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５３号
相模原市中央区矢部１丁目15番10号　ブリックメゾン５号館402
債務者　近藤　正人
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５４号
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地12―1212
債務者　川脇　忠雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８７号
新潟県三条市南四日町３丁目11番８号、前住所東京都世田谷区弦巻２丁目29番12号　塩澤方Ａ
債務者　冨田　愁妹
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　新潟地方裁判所三条支部